

■米国：控訴裁判所は CPP を大法廷で審議することを決定

現在、既設発電所に対する CO₂ 排出規制（CPP：クリーンパワープラン）については、その法的有効性を巡って控訴裁判所で審議中であるが、ワシントン D.C.控訴裁判所は 2016 年 5 月 16 日、口頭弁論のスケジュールを当初予定されていた 2016 年 6 月 2 日から 2016 年 9 月 27 日に延期することを決定した。通常、控訴裁判所における訴訟対応は 3 人の裁判官による小法廷で行われ、再審査が必要と判断された場合は、全裁判官による大法廷（en banc）で審議される。控訴裁判所によると、今回のケースは大法廷まで持ち越される可能性が高く、この場合、審議にさらに 4～6 カ月を要することになるため、小法廷での審理を取り止め、直接大法廷で審議することとした。控訴裁判所は、今回の決定について、CPP が電力業界や米国の経済に与える影響を考慮した結果としているが、小法廷を経ずに大法廷で直接審議することは極めて異例なケースとされている。9 月 27 日に大法廷での口頭弁論が行われた場合、12 月または 2017 年 1 月には判決が下される見通しで、その後、最高裁判所に上告されたとしても、2017 年 2 月または 3 月には最終判決を下すことが可能となる。なお、大法廷において審議に参加する 9 人の裁判官のうち 5 人は民主党系、4 人は共和党系とされている。